

大分類	規則・規程	分類番号	BS4-01-05-010
題 目	社会福祉法人梅仁会 役員報酬及び費用弁償規程	発行日	平成15年4月1日
		改定日	平成29年4月1日
対 象	共 通	版 数	第4版

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅仁会（以下「法人」という。）の定款第8条、21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、週20時間を超えてこの法人の職務に従事する者をいう。
- (3) 兼務役員とは、この法人が経営する事業所の職員であって、かつこの法人の役員を兼ねる者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前二号以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給する。
- (3) 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- (4) 兼務役員に対して報酬は支給しない。
- (5) 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員に対する報酬は別表2に定める額
- (3) 各評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給し、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

第12条 この規程は、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

第13条 この規程は、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

第14条 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

第15条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

(常勤役員等の報酬)

理事長	月額	1,000,000円
理事	月額	500,000円
監事	月額	300,000円

別表2

(非常勤役員に対する報酬)

理事	日額	10,000円
評議員	日額	10,000円
監事	日額	10,000円